

循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の 第1回点検結果について

はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の有り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）が制定されました。循環型社会の形成は、地球温暖化対策とも密接に関わりながら、環境基本法（平成5年法律第91号）の目指す持続可能な社会の構築に直接つながるものです。

循環基本法は、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することを規定しています。当中央環境審議会循環型社会計画部会では、14年8月以降、8回の審議と、7回の地方ヒアリングを実施して循環基本計画の案を作成し、これを基に、15年3月「循環基本計画」が閣議決定されました。

この循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものです。循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向を示しています。

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向について政府に報告することとされています。当部会では、16年4月に予備的な審議を行った上で、同年11月から、関係者のヒアリングも踏まえながら、5回にわたって集中的に審議を行い、この点検結果を取りまとめました。

今回の点検は、循環基本計画の第1回目の点検であり、計画策定の翌年度（15年度）において実施された施策の進捗状況について実施しています。循環型社会形成のための数値目標については、統計情報の取りまとめ・公表時期の関係から、まだ14年度の値までしか集計できない項目も多く、計画策定後の施策の効果を評価することには困難があります。このため、最新の統計情報を活用しつつ、可能な限り直近の動向を把握するよう努めました。

今回の点検報告、そして今後の点検の積み重ねにより、循環型社会の形成に向けた施策が総合的、効果的に進展して行くことを期待しています。

循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

1 物質フロー指標に関する目標

(表1 物質フロー指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

指 標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目 標	約39万円/ト	約14%	約28百万ト

(1) 現 状

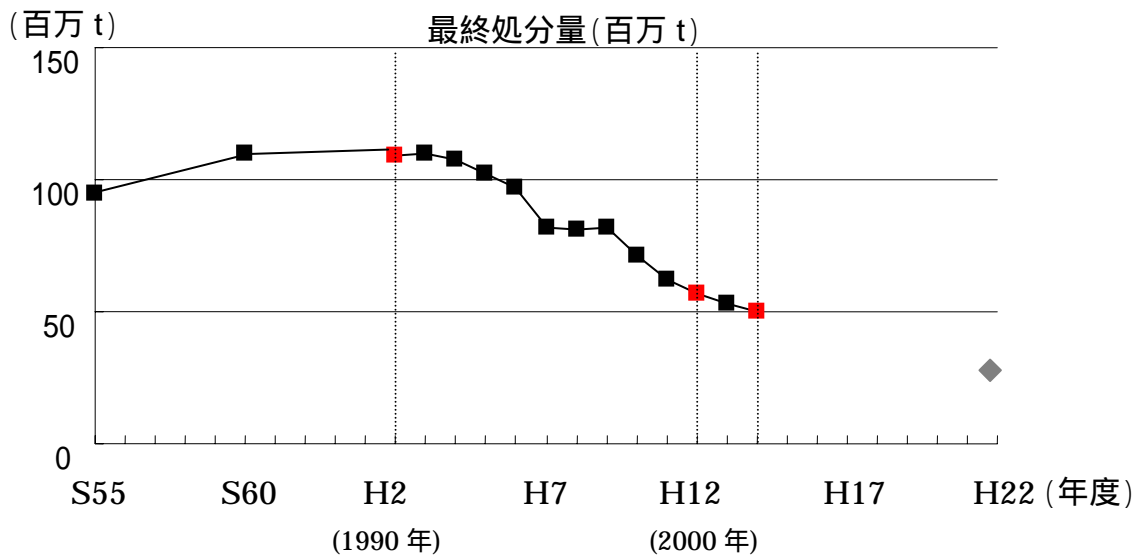
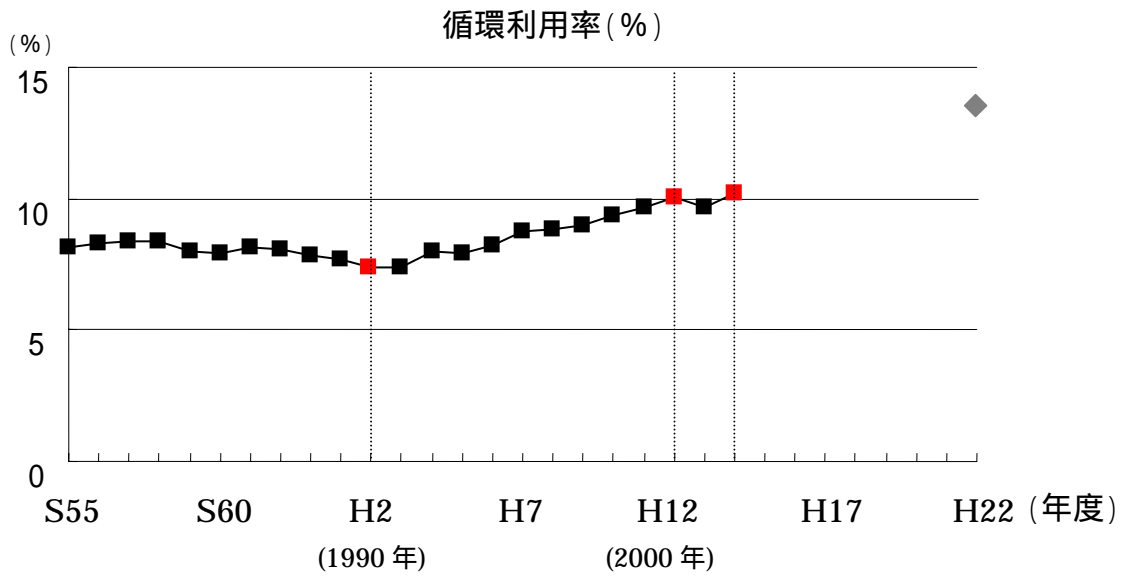
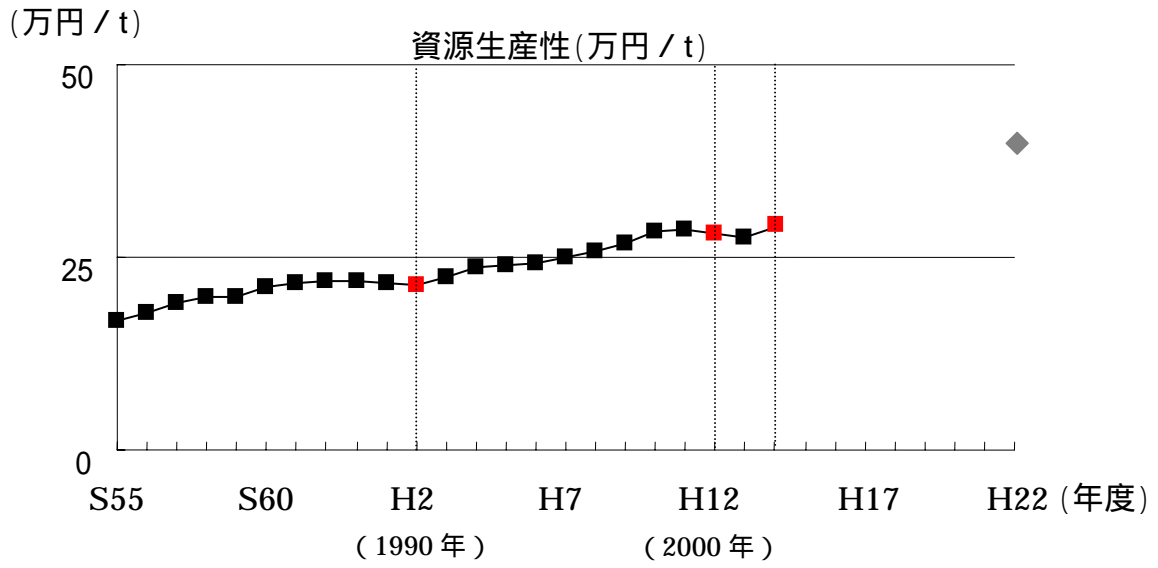
資源生産性は、平成14年度で約28.9万円/ト(12年度約28.1万円/ト)であり、12年度と比べ約2.8%上昇しました。

循環利用率は14年度約10.2%(12年度約10.0%)であり、12年度と比べ約0.2ポイント上昇しました。

最終処分量は14年度約50百万ト(12年度約57百万ト)であり、12年度と比べ約12.3%減少しました。

(表2 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移)

		2年度	12年度	13年度	14年度		
						2年度比	12年度比
資源生産性	万円/ト	21.4	28.1	27.6	28.9	+35.0%	+2.8%
循環利用率	%	7.4	10.0	9.7	10.2	+2.8ポイント	+0.2ポイント
最終処分量	一廃 (百万ト)	20	12	11	10	50.0%	16.7%
	産廃 (百万ト)	89	45	42	40	55.1%	11.1%
	合計 (百万ト)	109	57	53	50	54.1%	12.3%



(2) 評価と課題

資源生産性や循環利用率は、これまで右肩上がりの傾向で推移してきたものの、近年は一旦下降の後に上昇し、全体として停滞ぎみとなっています。

資源生産性が上下している主な要因としては、岩石の採取量の変動（増加減少）とGDP（国内総生産）の変動（減少 増加）が考えられます。前者については、大規模公共工事に伴う一時的な資源の投入が数値を変動させることとなってしまっている可能性があることから、実態をより良く把握するための補助的な指標を検討していくことが課題です。

（参考：資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量）

循環利用率が上下している主な要因は、鉄くずや古紙等の海外への輸出量の増大等と考えられます。これら循環資源の輸出量の把握と評価をどうしていくかを検討することが課題です。

（参考：循環利用率 = 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)）

最終処分量は、減少しており、目標達成に向けて着実に進展しているものと考えられます。

物質フロー指標については、廃棄物に関する統計情報の関係で、データが入手可能となるまでに時間がかかっています。次回点検では、さらなる集計の早期化に努めるとともに、一部地域のデータを先行的に見ることにより全体の動向を推測するなど、パイロット的な指標の可能性も検討すべきです。

2 取組指標に関する目標

(表3 1 取組指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

取組区分	取組指標	取組目標
循環型社会に向けた意識・行動の変化	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ	(アンケート調査結果として) 約90%
	これらの具体的な行動をとる	(アンケート調査結果として) 約50%
一般廃棄物の減量化	1人1日当たり家庭から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く)	12年度比約20%減
	1日当たりに事業所から排出するごみの量 (資源回収されるものを除く)	
産業廃棄物の減量化	最終処分量	2年度比約75%減
グリーン購入の推進	組織的なグリーン購入の実施	(アンケート調査結果として) 全ての地方公共団体 約50% 上場企業 1 約50% 非上場企業 2 約30%
環境経営の推進	環境報告書の公表	(アンケート調査結果として) 上場企業 約50%
	環境会計の実施	非上場企業 約30%
循環型社会ビジネス市場の拡大	市場規模	9年比2倍
	雇用規模	

1 上場企業：東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業（以下同じ）

2 非上場企業：従業員500人以上の非上場企業及び事業所（以下同じ）

(1) 現 状

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

ア 平成15年度のアンケート調査において、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ」に関連する質問への肯定の回答は、84%～93%でした。また、「これら具体的な行動をとる」に関連する質問への肯定の回答は、24%～58%でした。

イ なお、小中学生を対象とした子供調査においては、「大量のゴミを出したりする今の生活は改めた方がよい」を肯定する回答は91%で関心の高さがうかがえました。

(表3-2 意識・行動の変化)

意識		(単位:%)	
設 問 項 目	14年度	15年度	
環境のことを考えて、使い捨てはやめ、リユース、リサイクルを進めるべきだ	90	93	
大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めるべきだ	88	91	
消費者が環境を配慮した製品を買うようになれば企業の環境保全への取組が促進されると思う	84	84	

行動		(単位:%)	
設 問 項 目	14年度	15年度	
地球に優しいエコマーク等のついた商品を購入することを心がけている	30	31	
物は修理して長く使うようにしている	58	58	
日常生活においてできるだけゴミは出さないようにしている	53	49	
不要品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユース、リサイクルに回している	25	24	

出典：平成15年度環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省調査16年10月公表）

廃棄物等の減量化

ア 一般廃棄物の減量化

(ア) 1人1日当たりの家庭からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。)は、平成14年度で618g/人日で、12年度(633g/人日)と比べ2.4%減少しました。

(イ) 1日当たりの事業所からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。)は、14年度で約9.3kg/日で、12年度(約9.9kg/日)と比べ約6.1%減少しました。

(表3-3 一般廃棄物の減量化)

		11年度	12年度	13年度	14年度	12年度比
1人1日当たり家庭からの排出量 (資源回収されるものを除く)	g/人日	640	633	634	618	-2.4%
1日当たり事業所からの排出量 (資源回収されるものを除く)	kg/日	9.7	9.9	9.3	9.3	-6.1%

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等(14年度実績)(環境省調査：17年1月公表)

イ 産業廃棄物の減量化

平成14年度の最終処分量は、40百万トﾝで、2年度と比較して55%減少しました。

(表3-4 産業廃棄物の減量化)

		2年度	11年度	12年度	13年度	14年度	2年度比
総排出量	万トﾝ	39,500	40,000	40,600	40,000	39,300	0.5%
再生利用量	万トﾝ	15,100	17,100	18,400	18,300	18,200	+20.5%
減量化量	万トﾝ	15,500	17,900	17,700	17,500	17,200	+11.0%
最終処分量	万トﾝ	8,900	5,000	4,500	4,200	4,000	55.1%

出典：産業廃棄物の排出及び処理状況等（14年度実績）（環境省調査：17年1月公表）

循環型社会ビジネスの推進

ア グリーン購入の推進

(ア) 地方公共団体における平成15年度のグリーン購入の実施率は38%で、前年度の39%と比較して1ポイント減少しました。

(イ) 企業における15年度のグリーン購入の実施率は、上場企業で29%(14年度23%)、非上場企業で22%(同18%)であり、前年度と比べ、上場企業で6ポイント、非上場企業で4ポイント増加しました。

(表3-5 地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況)

	14年度	15年度
合計	39%	38%

出典：平成15年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

(環境省調査：16年6月公表)

(表3-6 企業におけるグリーン購入の取組状況)

	14年度	15年度
上場企業	23%	29%
非上場企業	18%	22%

出典：平成15年度環境にやさしい企業行動調査（環境省調査：16年9月公表）

注）「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、原材料や物品・サービス等を選定している」と答えた企業の割合

イ 環境経営の推進

- (ア) 平成 15 年度の環境報告書の公表率は上場企業で 39% (14 年度 34%)、非上場企業で 17%(同 12%)であり、前年度と比べ、上場企業で 5 ポイント、非上場企業で 5 ポイント増加しました。
- (イ) 同様に、環境会計の実施率は上場企業で 32% (同 27%)、非上場企業で 17% (同 13%) であり、前年度と比べ、上場企業で 5 ポイント、非上場企業で 4 ポイント増加しました。

(表 3 - 7 企業の環境報告書・環境会計の取組状況)

環境報告書	14年度	15年度	環境会計	14年度	15年度
上場企業	34%	39%	上場企業	27%	32%
非上場企業	12%	17%	非上場企業	13%	17%

出典：平成 15 年度環境にやさしい企業行動調査（環境省調査：16 年 9 月公表）

注）環境報告書は、「作成・公表している」と答えた企業の割合

環境会計は、「既に導入している」と答えた企業の割合

ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大

平成 12 年における市場規模は約 20.8 兆円、雇用規模は約 56.6 万人（14 年度調査）と推計されています。なお目標の基準年である 9 年における市場規模は約 11.8 兆円、雇用規模は 44.2 万人と推計されています（11 年度調査。ただし、14 年度調査とは、循環型社会ビジネスの対象分野の範囲が異なっており、単純には比較できない。）。

(表 3 - 8 循環型社会ビジネスにおける市場規模・雇用規模)

	平成 9 年	平成 12 年	対 9 年比
市場規模 (億円)	118,112	207,902 (114,916)	(0.97)
雇用規模 (人)	441,517	566,295 (413,550)	(0.94)

出典：我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測について

(環境省調査：15 年 5 月公表) により作成

注) : () 内は、9 年推計値との比較を行うために、9 年推計値ではデータが無く推計されていなかった分野である「機械・家具等修理」及び「住宅リフォーム・修繕」を除外した値

(2) 評価と課題

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化については、ともに顕著な変化は見られず、ほぼ横ばいの状況ですが、意識の割合に比べ行動の割合が低く、国民の自主的な活動への参加を促していくことが課題と言えます。

なお、意識・行動の変化に係る進捗状況の把握は、アンケート調査等で行っていくこととなりますが、国民の意識・行動の変化をより適切に把握するための方法を引き続き工夫していくことが必要です。

一般廃棄物の減量化については、資源回収によりリサイクルされるものを除いた排出量を指標として平成12年度比20%減を目標としていますが、家庭からの排出量は、ここ数年ほぼ横ばいないし微減傾向にあり、発生抑制などの減量化を一層進めていくことが課題となっています。

また、事業所からの排出量には減少が見られており、今後の進捗を注視しつつ、引き続き取組を進めていくことが重要です。

産業廃棄物の減量化については、再生利用量及び減量化量が增大していることに伴い最終処分量が減少してはいるものの、総排出量ではほぼ横ばい傾向にあります。一層の再生利用の取組とあわせ、廃棄物の発生抑制への取組が重要です。

グリーン購入の推進は、地方公共団体では実施率がほぼ横ばい(約39%)状況です。地域における地方公共団体についての役割の重要性に鑑み、取組の一層の強化が期待されます。

また、企業においては上場企業、非上場企業ともに実施率が向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

環境経営の推進については、環境報告書の公表率、環境会計の実施率は、上場企業・非上場企業ともに向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

循環型ビジネス市場の拡大については、9年と12年の推計値は、対象ビジネス分野が違うことから単純な比較は困難ですが、対象範囲を整合させて比較すると、市場規模では0.97倍、雇用規模では0.94倍となっています。

なお、14年度の調査結果では、現在及び将来に市場規模及び雇用規模の拡大が見込まれる分野として、廃棄物処理サービスの提供(一般廃棄物の処理、産業廃棄物処理、中間処理、収集・運搬)、再生素材資源有効利用(各種の中古品流通、資源回収等)が挙げられています。

以上を通じてみると、廃棄物のリサイクルは進んできているものの、発生量の削減は十分に進んでいるとは言えず、循環基本法が掲げた取組の優先順位に照らして、一層の取組が求められる状況にあります。企業においては、グリーン購入などの取組が進みつつあり、その一層の推進が期待されます。市民、消費者においては、廃棄物減量化などに向けた実践的な取組を進めていくことが課題であり、それを可能とするような社会の仕組みの整備が重要です。

国の取組の状況

(1) 現 状

自然界における物質循環の確保

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの総合的な利活用に向けた検討や取組が進められています。

ライフスタイルの変革

平成 15 年 7 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成 15 年法律第 130 号。以下「環境活動・環境教育推進法」という。)が成立し、16 年 9 月には同法に基づく基本方針が閣議決定され、関係府省が連携して環境教育・環境学習の推進の取組が進められています。また関係府省において、循環型社会に向けたライフスタイルの提案や 3 R の推進など様々な普及啓発の取組が実施されています。

循環型社会ビジネスの振興

ア 国の各機関において事業者・消費者としてのグリーン購入の取組が実施されています。

イ 環境配慮型製品の普及促進のため、環境ラベリングなどによるグリーン製品の情報提供や環境 J I S の制定が進められています。

ウ 経済的手法に関し、ごみ処理の有料化の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、循環型社会形成のための一般廃棄物処理の在り方に関する検討の一環として検討が進められ、意見具申案がまとめられました。

エ 循環型社会ビジネス振興のための手続の合理化として、平成 15 年 6 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)が改正され、広域的なリサイクル推進のための特例制度などが設けられました。

オ 事業者の環境保全への配慮に関し、平成 16 年 5 月に「環境情報の提供の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。)が成立し、環境報告書の作成、公表などの取組が促進されています。その他環境管理や環境会計の導入など自主的取組の普及が促進されています。

カ 廃棄物処理業者の優良性を評価する制度について検討が進められています。

キ 科学技術の振興については、廃棄物処理・リサイクル等に関する先進的な研究開発への支援が行われています。

安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

ア 循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が進められ、上記

の経済的手法の活用のほか、全国的・国際的に適正かつ最適な循環的利用と処分体制の構築に向けた施策の方向性について意見具申案がまとめられました。

イ 製品ごとの特性に応じた措置として、容器包装、家電製品等の個別品目ごとのリサイクル法が施行されており、これらについて、平成 17 年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の評価・検討を皮切りに、順次見直しが行われることとなっています。

ウ また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号。自動車リサイクル法）が本年 1 月 1 日に完全施行されました。

エ 家庭系パソコンと二輪自動車の回収及び再生利用の仕組みが整備されました。また、エアゾール缶など処理困難な廃棄物の処理体制が検討されています。さらに、消火器及び F R P 船について、リサイクルシステムの構築に向けた検討が進められています。

オ 産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドライン等により、事業者の自主的な取組が促進されています。

カ 建設廃棄物等の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号。建設リサイクル法）などに基づく対策が進められています。

キ 不法投棄や不適正処理への対策については、不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等を技術的・財政的に支援する仕組みが構築されました。また、廃棄物が適正に運搬、処理されたことを確認するためのマニフェスト制度の普及促進の取組が進められています。

ク また、廃棄物処理法が改正され、規制が強化されるとともに、立入検査等の体制が強化されました。

ケ 国際的な資源循環への対応については、バーゼル条約等に基づく適正な輸出入管理が図られるとともに、アジア諸国との連携緊密化のためのネットワーク構築の取組等が開始されています。また、国際的な資源循環の在り方に関し、産業構造審議会等において検討が行われています。

循環型社会を支えるための基盤整備

ア 循環型社会を支える基盤としての施設整備については、地方公共団体等によるリサイクル施設や最終処分場の整備への支援が行われています。国と地方の三位一体の改革の検討結果も踏まえ、平成 17 年度からは、従来の公害対策としての廃棄物処理施設整備への補助金が廃止され、循環型社会形成のための広域的な取組を進める新たな交付金が設けられる予定です。

イ また、エコタウン事業によりリサイクルの拠点整備への支援が行われています。

ウ 静脈物流については、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成が

進められています。

エ 廃棄物発生量等のデータ整備については、一般廃棄物、産業廃棄物に関するデータが毎年公表されており、その公表時期の早期化の取組が行われています。

オ 環境教育・環境学習の指導者養成のための研修の実施や人材認定等事業の登録制度の運用などにより、人材育成が進められています。また、地球環境パートナーシッププラザの活用や地方環境パートナーシッププラザ（仮称）の設置、優秀な環境政策提言の行政施策への反映などにより、NGO・NPOとの協働の取組が進められています。

（２）評価と課題

各分野において各府省により取組が進められていますが、循環基本計画に沿った取組の一層の強化が求められます。

国全体の循環型社会の形成に関する取組を総合的に進める観点から、関係府省間の施策の連携の強化が必要です。

各個別リサイクル法の評価、見直し時には、循環型社会形成の観点からの基本的、共通的な方向性を踏まえて、検討が行われることが重要です。

循環型社会の形成に向けた施策の取組状況や進捗状況を国民に対して強力に情報発信していくことが必要です。

各主体の取組状況

１．NGO・NPO

（１）現 状

民間団体を対象とした平成 14 年度アンケート調査の結果によれば、民間団体に期待される役割の中で重要と考えられているものは、「環境教育や環境学習」、「環境保全の実践活動」（共に 61%）次いで「情報の提供・普及啓発」（39%）でした。

また、環境保全に関する主たる活動分野として多く挙げられていたのは、「地域環境づくり」（53%）「廃棄物・リサイクル対策」（39%）でした。

同結果によれば、環境保全活動に関して協力している主体として最も多いのは、「地方公共団体」（65%）次いで「有識者・専門家」（36%）「NGO・NPO」（34%）が挙げられていました。

市町村の廃棄物減量化に関する計画づくりへの参加、企業との協力によるごみの発生抑制の仕組みづくり、関係者との協働による循環型の地域づくりなど、パートナーシップにより実効ある活動を進めるNGO・NPO が出てきていま

す。

イベント会場などにおけるリターナブルカップの導入やリユースびんの普及などの先進的な取組も展開されています。

(2) 評価と課題

市民やNGO・NPOのごみ問題等循環型社会に関する関心と熱意は高く、様々な活動が各地で展開されています。循環型社会の形成の取組は、国民生活との関連も深く、アンケート調査にも表れているように、この分野を中心に活動している団体は多く、より幅広い分野での活動の契機にもなっています。

こうした熱意と取組を、廃棄物排出量の減少という具体的成果にどのように結びつけていくかということが課題となっており、このため、行政や事業者とのパートナーシップづくり、これを支える仕組みの整備や、具体的な取組に関する情報の発信を進めていくことが必要です。

循環型社会の形成に向け、環境保全の実践活動や環境教育の担い手として、NGO・NPO が大きな役割を果たすことが期待されています。しかし、現状の環境の下では、NGO・NPO の努力には限界もあることから、より積極的に活動できるような環境と基盤の整備のため、様々な主体の連携を強化し、その活力を生かすことができるような方向で支援方を強化していくことが必要です。

特に、専門的知識を持って政策提言が行っていけるような人材や団体が活躍できる基盤を整備していくことが今後の課題です。

なお、今後、アンケート調査の質問項目の設定に当たっては、取組の課題を適切に把握できるよう検討していくことが必要です。

2. 事業者

(1) 現 状

事業者において具体的にどのような取組が行われているかを見ると、企業を対象とした平成 15 年度アンケート調査の結果によれば、「印刷等の削減」が 85%、「オフィス廃棄物削減等」が 84%、「産業廃棄物削減」が 75%でした。これを業種別に見ると、製造業では、「廃棄物の発生抑制」が 78%、同様に販売者では、「廃棄物の減量化等」が 78%でした。これらの値は、前年度と比較してほぼ横ばいでした。

環境経営の取組状況を見ると、平成 15 年度の環境報告書作成企業数は 743 企業（作成割合 27%）（14 年度作成企業数 650 企業（作成割合 22%））、グリーン購入の取組状況は、25%（14 年度 20%）、何れも前年度と比較して向上しています。

企業の規模別で見ると環境報告書作成企業数は、上場企業で 478 企業（作成割合 39%）（14 年度 450 企業（作成割合 34%））、非上場企業で 265 企業（作成割合 17%）（14 年度 200 企業（作成割合 12%））、また、グリーン購入の取組状況は、上場企業で 29%（14 年度 23%）、非上場企業で 22%（14 年度 18%）でした。

環境経営の実施に当たっては、LCA を導入した事業活動評価や、資源生産性などの包括的な環境経営指標の開発などにより、総合的に事業活動の環境負荷を低減していこうとする取組を行う企業も出てきています。

（２）評価と課題

アンケート結果に表れているように、多くの企業が産業廃棄物の削減、廃棄物の発生抑制や減量化に取り組んでいます。

グリーン購入や環境報告書の作成に見られるように、事業者の取組は着実に広がりつつあり、環境配慮促進法を踏まえた、一層の取組の進展が期待されます。

非上場企業では上場企業に比べて取組が進んでいない傾向が見られるので、一層の普及が必要です。

事業活動に伴う環境負荷低減のために、総合的な指標を用いる取組も行われており、一層の進展が期待されます。標準的な指標の作成も今後の課題の一つです。

3．地方公共団体

（１）現 状

第 1 回目の点検ということもあり、47 都道府県及び 13 政令市における循環基本計画を踏まえた、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定状況調査を実施しました。その結果、

ア 「計画を策定している」が 13 団体、「内容を網羅する他の計画を策定」が 16 団体で、「策定していない」が 31 団体を占めています。

イ 策定していない団体の内訳を見ると、「策定予定」として 7 団体、「内容を網羅する他の計画を策定予定」として 10 団体、「策定予定なし」とする団体が 14 団体という結果です。

地域における循環型社会形成推進のための基本計画の内容を見ると、

ア 国の循環基本計画に沿った形で、物質フローや国民・事業者にとっての数値目標を掲げ、また、各主体毎の取組指標や数値目標等を示し、進捗状況を検証するためのフォローアップ体制が盛り込まれている計画があります。

イ 循環型社会を形成していくためには、計画以上に具体的な取組が重要との

認識の上で、具体的な実践行動を掲げている計画があります。

(2) 評価と課題

地域における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定が期待されていますが、この点での取組は十分とはいえない状況であり、計画策定の推進が課題です。また、地域の環境政策に関する上位計画に、循環型社会形成のために必要な事項を織り込むことも、適切な方法です。

廃棄物処理計画など既存の計画の見直しの際に、循環型社会形成のための目標や施策を盛り込んで、地域における循環型社会の形成のための計画とすることも、地域の状況によっては考えられてよい方向です。

環境部局、廃棄物部局、企画部局はもとより、消費生活、商工、教育等の幅広い関係部局が連携し、循環型社会の形成に向けた施策を適切に実行していくことが重要です。

情報の積極的な公開と共有化を進め、他の地域における取組事例などを参考にしながら、地域の実情に合った施策を展開していくことが期待されています。また、地域住民の積極的な活動と連携しながら普及啓発等実践的な取組を進め、地域社会での総合的・計画的な取組についてのコーディネーターとして各主体をつなぐような場づくりを図り、パートナーシップの下で施策を展開することが期待されています。

全体的評価と課題

(1) 目標に係る進捗状況

物質フロー指標に関する目標に係る進捗状況を見ると、「出口」の指標である最終処分量は引き続き減少しており、目標に向けた着実な進展が見られます。「循環」の指標である循環利用率は、平成 13 年度に一旦下降しましたが、これは、循環資源のアジア諸国等への輸出の急増を反映したものであり、全体としての循環利用は進んでいるものの、海外での循環利用が進み、国内での循環利用が停滞する状況にあると見られます。「入口」の指標である資源生産性は、従来上昇傾向にありましたが、11 年度から低下傾向が見られました。大規模公共工事に伴う土石採取が数値を変動させている可能性があり、単純に判断できない点に注意を要しますが、全般的傾向として、資源生産性の伸びに停滞傾向が表れていると見られます。また、取組指標のうち廃棄物の減量化等に関する状況を見ると、資源回収されるものを除いた一般廃棄物排出量は、事業所からの排出には減少が見られるものの、家庭からの排出はあまり減少しておらず、また産業廃棄物も、最終

処分量は減少しているものの、排出量はほぼ横ばいとなっています。

循環基本法では、取組の基本原則として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正な処分を行うべきことを定めています。上記の状況は、再生利用等の循環的利用によって、最終処分量の減量化は進んでいるものの、資源生産性や廃棄物排出量の動向に見られるように、発生抑制は十分には進んでいないことを示しています。

(2) 意識と取組の状況

一方、取組指標などにより循環型社会形成に向けた意識や取組の状況について見てみると、廃棄物減量化などに関する市民の意識は既に相当程度に達しており、一層高まる傾向も見られています。また、事業者において、グリーン購入の取組や、環境報告書公表等の環境経営への取組が広がりつつあります。さらに、市民、企業、行政のパートナーシップを活かした具体的な取組も進められています。例えば、レジ袋の削減やリユース・カップ、リターナブル・ボトルの導入などの取組が始まっており、さらには、商店街において、家庭から出る生ごみの回収・堆肥化、有機野菜の栽培・販売を通し、地域での循環型社会の形成と街の活性化に取り組む例もでてきています。今後、市民や企業の意識が具体的な行動につながり、個々の行動が、市民、民間団体、企業、行政の連携により効果的にかみ合あっていけば、環境と経済の好循環を生じながら、循環型社会の形成の取組が大きく進展していくことが期待できます。

(3) 今後の取組の方向

このように、個々の意識を連携した行動へとつなげることにより、発生抑制などの取組を進展させていくためには、最近成立した環境活動・環境教育推進法や環境配慮促進法の活用を含め、具体的な取組手法や事例に関する情報提供により、各主体の積極的な取組を促していくとともに、排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基づいて、関係者の適切な役割分担設定とインセンティブ付与のためのシステムを整備し、循環型社会形成推進を目指した社会経済システムへの転換を図ることが必要です。この循環基本計画は、経済的手法の検討の必要性を掲げていますが、上記の方向を目指す意味で、適正な役割分担について更に検討する必要があります。

こうした取組として、一般廃棄物の処理の在り方について、本審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が行われ、先般、廃棄物処理の有料化の推進、循環型社会形成の観点からの処理システムの最適化等の提言を含む意見具申案がまとめられました。今後、この意見具申に従って、廃棄物の発生抑制を始め、循環型社会形成のための社会経済システムの整備が進められることが重要です。

また、いわゆる個別リサイクル法に関しては、容器包装リサイクル法について、施行後 10 年に当たる本年に評価・検討を行うべく、昨年から、関係審議会にお

いて審議が開始されています。さらに今後、明年の「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号。家電リサイクル法）をはじめ、順次評価・検討が進められる予定となっています。これらの個別制度の評価・検討においては、上記の進捗状況と考え方を踏まえ、循環基本法が目指す、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」の形成につながるものとなるよう、検討を進め、取組の強化を図っていくことが重要です。

（４）国際的な対応

他方、上記の循環利用率の動きにも表れているように、近年、循環資源のアジア地域等における国際的な移動が増加しており、これにどのように対処するかが重要な課題となっています。循環資源の国際的な移動は、輸入側の国において資源として使用されることで産業活動に役立つ面がありますが、他方で、有害性のある廃棄物が含まれる場合には、違法に取引されたり、不適正に処理されたりすることにより、輸入側の国に環境汚染を引き起こすおそれがあります。この問題については、産業構造審議会等の場でも議論が行われており、また、アジア地域の関係国間で不法取引防止等のための連携を強化するためのネットワーク構築などの取組が開始されたところです。循環資源の移動実態の的確な把握に努め、関係国との連携体制を強化して、環境汚染を生じない適切な資源循環の確保への取組を推進していくことが必要です。

昨年6月のG8シーアイランドサミットにおいて、リデュース、リユース、リサイクルの3つのRを通じて循環型社会の形成を国際的に推進することを目指す「3Rイニシアティブ」を我が国が提唱し、合意されました。このイニシアティブを本格的に開始するための閣僚会合が、本年4月に我が国において開催される予定となっています。また、日中韓三カ国環境大臣会合においても、循環型社会の構築に関する協力が合意されました。このように、循環型社会の形成は、今や国際的な課題となっており、各国における3R政策の推進、上記の循環資源の国際移動への対応、途上国への協力などを、総合的に検討し、推進していくことが重要です。我が国は、その経験と技術を生かしながら、閣僚会合の主催国として、積極的な役割を果たしていく必要があります。

1. 廃棄物処理・リサイクル法
 (1) 廃棄物処理法

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>廃棄物を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上をはかることを目的。</p> <p>廃棄物の排出量の増加や室の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p>	<p>不法投棄の未然防止とリサイクルの推進を目的として、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>基本方針の目標に対する平成14年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 排出量 5,400万t, 再生利用量 860万t, 最終処分量 900万t ・産業廃棄物 排出量 3億9,300万t, 再生利用量 1億8,200万t, 最終処分量 4,000万t <p>廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <p>ごみのリサイクル率15.9%、ごみ減量処理率95.7%、一般廃棄物処分場の残余年数13.1年、し尿の衛生処理率96.3%(以上H14年度)、浄化槽処理人口普及率8.1%(H15年度)、PCB廃棄物保管量(高圧トランス等27万台、廃PCB等2,700t、柱上トランス186万台(H14))</p>	<p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化にあわせ、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p> <p>H16年度には、国の役割の強化による不適正処理事案の解決や硫酸ビッチ等の罰則の強化などによる不法投棄の撲滅、最終処分場や廃棄物処理施設に関する様々な問題の解決を目指して行った改正の円滑な施行を進めていく。</p>	<p>環境省</p>

(2) 資源の有効な利用の促進に関する法律

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルにいたる各段階における製造事業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>現在、各指定業種毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定省資源業種: 5業種 特定再利用業種: 5業種 指定省資源化製品: 19品目 指定再利用促進製品: 50品目 指定表示製品: 7品目 指定再資源化製品: 2品目 指定副産物: 2副産物 <p>15年10月には、指定再資源化製品に指定されているパソコンの対象範囲を拡大。(事業系に加え、家庭系のパソコンについても、メーカー等による自主回収、再資源化が始められた。)</p>	<p>今後も対象製品の追加等により、製品全体の包括的な3Rの推進を目指す。</p> <p>個別製品の対応としては、自動車用バッテリーについて指定再資源化製品への指定の可能性も含めたりサイクルシステム再構築を検討予定。</p>	<p>経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p>

(3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>ごみについて、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割分担を担っている。</p> <p>法附則において、法律の施行後10年を経過（17年12月）した場合において、一部規定の施行の状況に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされている。</p>	<p>分別収集・再商品化は着実に進展。</p> <p>平成15年度の実績(カッコ内は、前年同実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集量の合計 2,626,089トン(2,429,560トン) ・再商品化量の合計 2,538,016トン(2,367,721トン) 	<p>法の見直しの評価・検討を行うべく、中央環境審議会及び産業構造審議会において審議を開始。</p> <p>17年秋頃を目途に容器包装リサイクル制度の評価・検討の取りまとめを行う予定。</p>	<p>環境省</p> <p>経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省</p>

(4) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>廃家電4品目について、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する。</p>	<p>過去3ヶ年における廃家電4品目の回収台数</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年度 855万台 14年度 1,015万台 15年度 1,046万台 <p>15年度の再商品化実績(法定再商品化率)</p> <ul style="list-style-type: none"> エアコン 81%(60%以上) テレビ 78%(55%以上) 冷蔵庫 63%(50%以上) 洗濯機 65%(50%以上) 	<p>附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。</p>	<p>環境省</p> <p>経済産業省</p>

(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連業者による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成15年度実績。発生抑制分については14年度実績を加算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品製造業 71% 食品卸売業 46% 食品小売業 26% 外食産業 19% 食品産業合計 45% 	<p>食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度までに実施。</p>	<p>農林水産省</p> <p>財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>

(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、持って生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。</p>	<p><特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化等率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 98%(H14) ・建設発生木材 89%(H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99%(H14) <p><特定建設資材廃棄物(国の直轄事業)の再資源化率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 97%(H14) ・建設発生木材 71%(H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99%(H14) 	<p>・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題。</p> <p>・建設発生木材 再資源化等が進展しているものの、更なる取組が求められている。</p>	<p>国土交通省 環境省</p>

(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取及び引き渡し並びに再資源化等を適切かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・15年9～10月 第2回関係事業者向け全国説明会の開催 ・16年1～(6月)関係事業者向けの実務説明会を順次開催 ・16年7月1日 第2段階施行(許可の開始等) <ul style="list-style-type: none"> ・各自動車製造業者等より、順次リサイクル料金を公表 ・関係事業者向け説明会の開催等 ・17年1月1日 本格施行(行為義務、リサイクル料金の預託義務等が発生) 	<p>17年1月1日に円滑に施行されるよう、関係事業者に対する制度・実務の詳細に関する説明会の開催、また、自動車所有者・ユーザーに対しTV、ラジオ、新聞、雑誌等のマス広告に加え、ポスターやリーフレットの配布等の幅広い理解活動を実施することが必要。</p>	<p>経済産業省 環境省</p>

(8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをとしている。</p>	<p>PCB広域的拠点処理事業 16年3月、北海道及び室蘭市から事業対象地域の拡大受入回答があり、全国5カ所の拠点的広域施設において、処理体制が整備された。</p>	<p>PCB広域的拠点処理事業 日本環境安全事業株式会社を活用した円滑な運営。適切な処理料金の設定。</p>	<p>環境省</p>
	<p>低濃度PCB汚染物質対策検討委員会 14年7月に検討委員会を設置し、原因の究明と処理の基本的方向等を検討している。</p>	<p>低濃度PCB汚染物質対策検討委員会 原因究明と適切な対応策の検討</p>	
	<p>PCB廃棄物基金 中小企業が保管している高圧トランス・コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに国自らも予算措置を行った。</p>	<p>PCB廃棄物処理基金 国・都道府県のみでなく、絶縁油・電気機器メーカー等からの基金出えんを促す。</p>	

2. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>法律の着実な施行。</p> <p>グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。</p> <p>グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（19年度末頃まで）</p>	<p>13年2月 グリーン購入を計画的に勧めるための基本方針を閣議決定。（特定調達品目 14分野101品目） （特定調達品目等については、適宜追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度基本方針を改定）。</p> <p>現在の特定調達品目は、16分野199品目。</p> <p>（情報の提供） 消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを、13年4月に試行的に運用開始、14年8月から本格的運用。 （制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年3回更新）</p>	<p>グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>グリーン購入を促進するため、環境ラベル等データベースの更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>	<p>環境省 各府省</p>

3. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>小売電気事業者に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等（風力、太陽光等）電気を利用することを義務づける法律。</p>	<p>15年4月全面施行</p> <p>15年度全電気事業者の義務量の合計は、32.7億kwh。 （全ての電気事業者が義務を履行済） 15年度中の設備認定件数は、141,935件。</p>	<p>16年度前電気事業者の義務量合計は36.0億kwh。 今後の義務量は、22年度利用目標122億kwhの達成に向け、毎年度増加する見通し。 新エネルギー等の利用目標は、4年ごとに当該年度以降の8年間について定めることとされている。</p>	<p>経済産業省</p>

4. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>オゾン層を破壊しまたは地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収およびは会の実施を確保するための措置等を講ずる。</p>	<p>（15年度の法施行状況）</p> <p>フロン類回収業者等の登録数（16年4月1日現在） 第一種フロン類回収業者 25,637 第二種特定製品引取業者 63,798 第二種フロン類回収業者 26,927 国の許可を受けたフロン類破壊業者数 （16年4月1日現在） 76 特定製品からのフロン回収・破壊量の実績 （回収量については14年度実績） ・第一種特定製品からのフロン類の回収量 約1,958トン ・第二種特定製品からのフロン類の回収量 約 389トン （14年10月～15年3月） ・フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 約2,431トン</p>	<p>第一種特定製品からのフロン類の回収率向上方策の検討。</p> <p>断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等に係る調査研究の推進、必要な措置の検討。</p>	<p>環境省 経済産業省</p>

5. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名																											
<p>食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)</p> <p>バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。</p>	<p>バイオディーゼル燃料を軽油に添加して使用した場合の排出ガス性状及び安全性等に与える影響について調査を実施中。</p> <p>16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車の事業計画を策定。</p>	<p>引き続き調査する。</p> <p>バイオディーゼル燃料専用車を試作し、環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。</p>	<p>国土交通省</p>																											
<p>FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(14年度～)</p> <p>FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。</p>	<p>14年度に開発したリサイクルプラントを改良し、プラントの性能及びリサイクルの実効性を確認。</p> <p>リサイクルシステムの構築に向けて、関係者の役割分担、費用負担・徴収方法、リサイクルシステムの必要機能等について検討を行った。</p>	<p>FRP船のリサイクルについては、必要な技術を確認し、実効性を確認した。</p> <p>今後は、リサイクルシステム構築に向けて、制度化のために必要な措置等の検討を行った。</p>	<p>国土交通省</p>																											
<p>建設リサイクル推進計画2002</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画。</p> <p>平成22年度の目標値、及び当面17年度末までに達成すべき目標値を定め、各種施策を実施している。</p>	<p><再資源化率></p> <table border="1" data-bbox="728 598 1254 933"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート塊</td> <td>99%</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート塊</td> <td>98%</td> <td>96%以上</td> </tr> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td>61%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table> <p><再資源化・縮減率></p> <table border="1" data-bbox="728 710 1254 853"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td>89%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>・建設汚泥</td> <td>69%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>・建設混合廃棄物</td> <td>31%削減</td> <td>(22年度:12年度排出量に 対し50%削減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・建設廃棄物全体 92% 91%</p> <p><利用土砂の建設発生土利用率></p> <table border="1" data-bbox="728 901 1254 933"> <tbody> <tr> <td>・建設発生土</td> <td>65%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	22年度	・アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上	・コンクリート塊	98%	96%以上	・建設発生木材	61%	65%		12年度	22年度	・建設発生木材	89%	95%以上	・建設汚泥	69%	75%	・建設混合廃棄物	31%削減	(22年度:12年度排出量に 対し50%削減)	・建設発生土	65%	90%	<p>コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題。</p> <p>建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物 再資源化等が進展しているものの、さらなる取組が求められている。</p> <p>建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げる各種施策を着実に実施する。</p>	<p>国土交通省</p>
	14年度	22年度																												
・アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上																												
・コンクリート塊	98%	96%以上																												
・建設発生木材	61%	65%																												
	12年度	22年度																												
・建設発生木材	89%	95%以上																												
・建設汚泥	69%	75%																												
・建設混合廃棄物	31%削減	(22年度:12年度排出量に 対し50%削減)																												
・建設発生土	65%	90%																												
<p>環境省・国土交通省は、大気汚染防止法に基づく燃料の性状に関する許容限度及び道路運送車両の保安基準に基づく燃料の規格において、石油代替燃料に関する規定を策定することを視野に入れ、石油系燃料の代替燃料が自動車排出ガスに及ぼす影響及び車両に与える影響等について調査を実施することとした。</p>	<p>軽油へのバイオディーゼル燃料の混合割合が大きくなるにしたがい、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PM中のSOF成分(可溶性有機成分 主に燃料の未燃分)が増加する ・酸化能力の高い触媒を装着した車両で使用する場合は、PM全体としては低減される <p>という傾向が見られたことから、バイオディーゼル燃料を使用する場合には酸化能力の高い触媒を装着することが望ましいと考えられる。</p> <p>また、CO、NOxについては、軽油使用時と比較してほぼ同等かやや増加する傾向にあって差はなく、HCは減少する傾向が見られた。</p>	<p>15年度の結果から、BDFの燃焼特性の違いやBDF組成と燃焼生成物との関連性について更なる調査、解析を行う。</p>	<p>環境省 国土交通省</p>																											

<p>産業構造審議会品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン</p> <p>産業構造審議会においては、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインとして策定している。平成2年に初めて策定され、累次の改定を経る中で対象品目・業種の拡大を図るほか、品目別・業種毎の取組内容の充実を図ってきている。</p>	<p><リデュースの進展(例)> 産業廃棄物最終処分量の削減 (H13年実績 H14年実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学工業 99.3万トン 78.5万トン (H22年目標78.6万トン) 自動車部品製造業 10.3万トン 6.9万トン (H22年目標9.0万トン) 石炭鉱業 153.8万トン 40.5万トン (H22年目標46.5万トン) <p><リユースの進展(例)> ・ガラスびん「R」マークの統一規格によるリユースびんの出荷実績 平成15年度:1,730万本 (前年度42.7%増)</p> <p><リサイクルの進展(例)> ・ペットボトル(回収率) 53.4%(H14年) 60.9%(H15年)</p> <ul style="list-style-type: none"> オートバイ(リサイクル可能率) 2003年市場投入モデルの全10モデルで90%以上を達成 	<p>ガイドラインについては、適宜進捗状況の確認及び見直しを行うていく。</p> <p><個別製品にかかる今後の課題(例)> ・今後開始される自動車・二輪車リサイクルシステムを円滑に実施するため、普及広報等を行う。 ・タイヤ、スプリングマットレス、消火器などにおいて、廃棄物処理法の広域認定等を活用したリサイクルシステム構築に向けた検討を行う。 ・自動車用鉛蓄電池について、輸入製品も含めた新たなリサイクルシステムの在り方について検討を行う。 ・環境配慮製品の規格化の推進等を視野に、自転車、浴槽・浴室ユニット、システムキッチン、自動販売機などについて「アセスメントガイドライン」のフォローアップ・改定を行う。</p>	<p>経済産業省</p>
---	--	---	--------------

6. 不法投棄・原状回復対策

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うもの。 ・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前の不適正処分により、 ・生活環境保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められ、かつ、 ・その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県が代執行するもの。</p>	<p>(平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月18日 産廃特措法施行 10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定 12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(豊島事案) 1月21日 青森県、岩手県実施計画に環境大臣同意(青森・岩手県境事案) 	<p>産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p>	<p>環境省</p>

7. 産業廃棄物の最終処分場の整備

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>毎年、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>13年度末産業廃棄物最終処分場の残余年数(15年度末公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国 4.3年 首都圏 1.1年 近畿圏 2.2年 <p>公共関与最終処分場に対する国庫補助 15年度:5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に補助。</p>	<p>最終処分場容量の確保に努める必要がある。 民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>	<p>環境省</p>

8. 技術開発

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシャティブの実施(14年度～)</p> <p>(目的) 資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。 (推進体制) 本イニシャティブに()循環型社会創造支援システム開発、()リサイクル技術・システム、()循環型設計・生産、()適正処理処分技術・システム、の4つのプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。</p>	<p>(15年度の状況) イニシャティブ研究会合を2回開催。 合同プログラム研究会合、バイオマス関連研究報告会を各1回開催。 イニシャティブ登録課題について課題マップを作成し、それを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめた。</p>	<p>本イニシャティブに設定したプログラムのうち、()循環型社会創造支援システム開発プログラムについては、一層の取組が必要である。 具体的には、社会的ゼロエミッションのための産業間リンクに結びつく研究や、生産システム自体を循環型に転換していくための素材技術や設計・製造技術に関する研究開発の充実が課題である。</p>	<p>内閣府 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>

9. その他

施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性	府省名
<p>バイオマス・ニッポン総合戦略</p> <p>平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。(廃棄物系バイオマス利活用 80%以上等)</p>	<p>関係府省の連携を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を設置。</p> <p>関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制を整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p>	<p>バイオマス・ニッポン総合戦略に掲げる目標達成に向け、バイオマス産業が自立するための競争条件の整備 地域の取組をその活性化につなげるための支援 等を関係府省の連携・協力のもと進めていくことが重要。</p> <p>また、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況の評価等を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを検討予定。</p>	<p>農林水産省 内閣府 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>
<p>静脈物流システムの構築 (新総合物流施策大綱(13年7月閣議決定)の実現) リサイクル拠点や輸送の実態把握、効率的な静脈物流システムの検討及びその具体化</p> <p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 海上輸送における効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。</p>	<p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 ・15年度までに、18港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定、重点的に静脈物流基盤の整備。 ・静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進。 ・港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成。等。</p>	<p>引き続き、官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>ゴミゼロ型都市形成に向けた静脈物流システムの構築 首都圏及び京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会において策定した中期計画の中で静脈物流システムの構築について検討することとしている。 14年度は首都圏、15年度は京阪神圏において、環境負荷低減型の静脈物流システムの在り方について検討を行い、同システムの構築における課題と対応策について、具体化を図る。</p>	<p>ゴミゼロ型都市形成に向けた静脈物流システムの構築 14年度における首都圏での検討を踏まえ、15年度にゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査を実施し、京阪神圏における廃棄物の流動状況等実態把握に努める。</p>		

<p>地球温暖化対策</p> <p>地球温暖化対策推進大綱に基づき、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策</p>	<p>(産業部門) 各業種・団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行うとともに、3業種について工場点検を行った。</p> <p>(民生部門) 改正省エネ法により、新築建築物の平成11年省エネ適合率は約65% (速報値) となった。</p> <p>(運輸部門) LPG乗用自動車をつランナー対象機器として追加し、自動車グリーン税制による軽減対象とした。</p>	<p>16年度は地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの年にあたり、現在中央環境審議会を始め関係審議会において審議を進めている。</p> <p>今後、審議の結果を踏まえ、政府全体として追加的対策・施策の導入に向けた調整を行う予定。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策</p>	<p>目標を事業の量から達成される成果(アウトカム目標)に変更した「廃棄物処理施設整備計画」を策定した。</p>		<p>環境省 農林水産省 国土交通省 他</p>
<p>代替フロン等3ガスの排出抑制対策等を政府一体となって推進している。</p>	<p>フロン回収破壊法・家電リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めた。</p>		
<p>「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」</p> <p>企業における廃棄物管理の徹底を図るための自主的取組の指針として、産業構造審議会において平成16年9月、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」を策定した。(平成10年に策定した「産業廃棄物排出事業者適正処理ガイドライン」の全面改訂版との位置づけ)</p>	<p>平成16年5月から策定のための審議を開始し、9月にガイドラインを策定したところ。</p>	<p>パンフレットや関連書籍の出版等、普及啓発に向けた活動を行っている。</p>	<p>経済産業省</p>

循環型社会形成推進基本計画の点検に係る

循環型社会計画部会における審議等の経緯

平成16年

4月 8日(木) 第18回部会

循環基本計画のフォローアップの進め方について審議

6月29日～ 7月30日 平成15年度各府省の取組の進捗状況調査

7月 7日～ 7月30日 循環型社会形成推進基本計画の第1回点検に係る地方公共団体の取組に関する調査

11月18日(木) 部会(懇談会)

進捗状況の報告

以下の点検項目について、事務局からの報告を基に審議

「数値目標の進捗状況」

「国の取組に係る進捗状況」

「個別法・個別施策の進捗状況」

「指標例に係る取組の進捗状況」

関係府省ヒアリング

関係府省から国の取組状況の報告

(環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

11月25日(木) 第19回部会

地方公共団体の取組状況について、事務局からの報告を基に審議
地方公共団体ヒアリング(愛知県、長崎県)

12月13日(月) 第20回部会

市民団体及び事業者の取組状況について、事務局からの報告を基に審議
市民団体及び事業者ヒアリング

12月27日(月) 第21回部会

点検報告書(素案)の審議

平成17年

1月 7日～1月20日 環境省ホームページによる意見募集

2月 1日(火) 第22回部会

点検報告書決定

2月21日(月) 鈴木会長から環境大臣へ点検結果報告

2月22日(火) 閣議報告

中央環境審議会循環型社会計画部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

浅野 直人	福岡大学法学部教授
石井 和男	(社)全国都市清掃会議専務理事
江口雄次郎	アジア環境連帯(ACE)代表
加藤 三郎	(株)環境文明研究所代表取締役所長
久保田泰雄	日本労働組合総連合会副事務局長
黒氏 博実	北海道恵庭市長
酒井 伸一	独立行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長
崎田 裕子	環境カウンセラー・ジャーナリスト
佐和 隆光	京都大学経済研究所所長
庄子 幹雄	(社)日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物部会長
関沢 秀哲	(社)日本鉄鋼連盟環境・IT社 [*] -政策委員会委員長
武内 和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
武田 信生	京都大学大学院工学研究科教授
中川 浩明	全国知事会事務総長
永田 勝也	早稲田大学理工学部教授
藤井 絢子	滋賀県環境生活協同組合理事長
古市 徹	北海道大学大学院工学研究科教授
柘井 成夫	読売新聞東京本社論説委員
山本 文男	全国町村会長(福岡県添田町長)
横山 裕道	淑徳大学教授

は部会長

(注)平成17年1月6日付

退任(任期満了)	(部会長)中島 尚正	放送大学副学長
就任	(部会長)武内 和彦	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
就任	武田 信生	京都大学大学院工学研究科教授